

養蜂振興法の運用について

平成 24 年 12 月 18 日 24 畜第 1186 号制定
令和 3 年 9 月 15 日 3 畜第 625 号改正
令和 5 年 3 月 20 日 4 畜第 1183 号改正
令和 5 年 12 月 18 日 5 畜第 982 号改正

(届出書の様式)

第 1 養蜂振興法（昭和 30 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による届出は、様式第 1 号によるものとする。また、法第 3 条第 3 項の規定による届出事項の変更に係る届出については、様式第 2 号によるものとする。

(転飼許可申請書の様式)

第 2 法第 4 条第 1 項の転飼許可申請については、様式第 3 号によるものとし、転飼しようとする場所の土地管理者の土地貸与承諾書を添えて提出するものとする。なお、土地貸与承諾書は様式第 4 号を参考に作成されたい。

(身分証明書の様式)

第 3 法第 9 条第 2 項の規定する職員の身分を示す証明書は、様式第 5 号によるものとする。ただし、農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年 10 月 22 日農林水産省令第 62 号）に定める様式を用いる場合は、この限りではない。

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名
電話番号・FAX

養蜂振興法第3条第1項の規定により、下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。
記

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼育蜂群数		備 考
	日本蜜蜂	西洋蜜蜂	
			趣味・業者
			趣味・業者
			趣味・業者

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼育予定 最大計画蜂群数		飼育期間	備 考
	日本蜜蜂	西洋蜜蜂		
			月 日から 月 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者
			月 日から 月 日まで	趣味・業者

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・法令に基づく場合
- ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考（１）備考には、趣味養蜂の場合には趣味に、養蜂業者の場合には業者に○をすること。

（２）飼育計画は１月１日から１２月３１日までについて記入すること。

（３）飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入すること。

（字、番地が不明な場合は、地図の写しを添付するなど飼育場所が分かるようにすること。）

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第８条第２項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名
電話番号・FAX

養蜂振興法第3条第3項の規定により、下記のとおり蜜蜂飼育変更届を提出します。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼育蜂群数		備 考
	日本蜜蜂	西洋蜜蜂	
			趣味・業者
			趣味・業者
			趣味・業者

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼育予定 最大計画蜂群数		飼育期間	備 考
	日本蜜蜂	西洋蜜蜂		
(変更前)			月 日から 月 日まで	趣味・業者
(変更後)			月 日から 月 日まで	趣味・業者
(変更前)			月 日から 月 日まで	趣味・業者
(変更後)			月 日から 月 日まで	趣味・業者
(変更前)			月 日から 月 日まで	趣味・業者
(変更後)			月 日から 月 日まで	趣味・業者
(変更前)			月 日から 月 日まで	趣味・業者
(変更後)			月 日から 月 日まで	趣味・業者

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。

③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・法令に基づく場合
- ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考（１）備考には、趣味養蜂の場合には趣味に、養蜂業者の場合には業者に○をすること。

（２）飼育計画は１月１日から１２月３１日までについて記入すること。

（３）飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入すること。

（字、番地が不明な場合は、地図の写しを添付するなど飼育場所が分かるようにすること。）

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第８条第２項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
通信連絡場所
氏名又は名称及び代表者氏名
電話番号・FAX

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者 住所氏名	最大計画 蜂群数		転飼期間	飼育管理者 住所氏名
		日本蜜蜂	西洋蜜蜂		
				月 日から 月 日まで	
				月 日から 月 日まで	
				月 日から 月 日まで	
				月 日から 月 日まで	
				月 日から 月 日まで	

- 1 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。
 - ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
 - ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
 - ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合

・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- (1) 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。
(字、番地が不明な場合は、地図の写しを添付するなど飼育場所が分かるようにすること。)

土地使用承諾書

養蜂業者 氏に対して、蜜蜂転飼の蜂場として、
下記条件により、養蜂振興法に基づき使用することを承諾いたします。

記

期 間	年 月 日～ 年 月 日までの間
場 所	面積
群 数	継箱 群 単箱 群
目 的	越冬 育成 採蜜
花粉の種類	椿、枇杷、なたね、れんげ、蜜柑、そば、栗 夏山、秋山、その他

年 月 日

住 所

土地所有者 氏 名

転飼場所略図 国道・県道・市町道を附記すること。

様式第5号（第3関係） 身分証明書

（表）

第 号	
養蜂振興法第9条第1項の規定により 立入検査をする職員の身分証明書	
年 月 日交付	
写真	氏 名
	生年月日 年 月 日
愛媛県知事	
印	

（裏）

養蜂振興法（抄）

（報告及び立入検査）

第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。

用紙の大きさは縦70ミリ、横100ミリとする。